慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	道徳教育の再検討 : 台湾の日本植民地時代の道徳教育と現状の考察を手がかりとして
Sub Title	A re-examination of moral education in Taiwan
Author	陳, 文媛(Chen, Wendy)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1990
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.30 (1990.) ,p.89- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000030-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

道 徳 教 育 の 再 検 討

——台湾の日本植民地時代の道徳教育と現状の考察を手がかりとして——

A Re-examination of Moral Education In Taiwan

陳　文　媛
Wendy Chen

This thesis deals with the origins of moral education among the Chinese in Taiwan for the past one hundred years. It covers two eras: the period of Pre-war Japanese Colonialism and the period of the Post-war Republic of China. It is found that the moral education in Taiwan is based upon Confucianism and moralism. This is also similar to the moral education in the Japanese Meiji period. Therefore, in discussing the Pre-war moral education of Japan, I am really reviewing the current state of the Taiwanese moral education.

はじめに

人間は無限の歴史の時空の流れに乗って，それぞれの先祖の遺産を受け継ぎ，絶えず変容したり，新たな創造を加えて世代から世代へ伝えていくものである。長い歴史を通して培われた「遺産」を意図的に子孫に伝達するのが教育というものである。教育の問題を考えるとき，それがいつも時代の要請に応え，時代とともに変化してきた事実を忘れてはならない。台湾はアジアの「四頭の小竜」の一つに数えられ，経済的繁栄が続いている。1986年の戒厳令解除以来，台湾の民主化と自由化はめざましい。しかし根深い伝統文化から生じてくる歪みは二十世紀情報社会に入っても，文化内部の衝突・伝統的な社会関係の解体に反映されているといえる。現在の台湾はさらにもう一段階を登ろうとする過度期であって，経済繁栄の裏面には一片の混乱を呈している。それゆえ，人間疎外，青少年犯罪，社会暴力などが，後を絶たない。こういう現代の道徳の混乱の中で，なんとかしなくてはならないと誰もが思っている。だが，過去の旧い道徳をもって現状の安定をはかろうとするのか，それとも現代の不安定をふまえて，新たな道徳を創造しようとするのか，意見が分かれる。私はこの論文では，この二つの意見をふまえて，もう一つの考え方を提示したい。

1. 台湾における道徳教育の歴史

台湾の歴史は，16世紀に大陸の福建省から漢民族が，移住して来た時から始まる。その後17世紀にはオランダの植民地となり，明朝鄭氏の20余年の支配を経て，満州族の時代となった。従来，台湾と中国大陸とは一衣帯水の地理的位置にあり，古くから文化的同質性をもつ。現在台湾の学校で生徒が学ぶ中国の歴史はまさに，五千年の歴史であり，台湾の歴史はただ一地方の歴史にすぎない。しかし，台湾近代の歴史を顧みると，20世紀に入ってからは単独で展開をつづけている。つまり，19世紀末日本に五十年間支配された後，日本の敗戦で大陸に復帰した。間もなく内戦の結果，台湾は中国から分離して新な歩みを始めることになる。このような大きな歴史の動きの中で，台湾に住んでいる中国人にとって，「道徳」の根本的な土台はどのように築き上げられたのであろうか。私はここで，台湾近代百年の歴史を「日本の植民地」と「中華民国復帰後」とに分け，それぞれの時代の道徳教育について考察してみたい。

1-1. 日本の植民地時代の台湾の道徳教育

日本による植民地期間は，1895年日清戦争の結果として，日本が清国から台湾の割譲を受けてから，1945年第二次世界大戦の日本の敗戦までをいう。その五十年間

も，台湾教育令の発布を中心として，二期に分けることができる。第1期は台湾教育令発布前（明治28年6月から大正8年3月まで），第2期は台湾教育令発布後（大正8年4月から昭和22年まで）である。当時の教育の実践状況を考察しながら，道徳教育についてどのように取り扱っていたかを考えてみよう。

1-1-1.　第1期（台湾教育令発布前）

「蛮島」「禽獣の巣窟」[1] という程度の認識しかなかった日本の明治政府にとって，「日本の植民地」時代の第1期の台湾教育はいうなれば試験期間の段階に入ったところだといえる。日清講和条約の批准交換の後，台湾総督に海軍中将樺山資紀が任じられ，5月21日台湾総督府仮条例を制定した。条例では，教育に関する事務は学務部という機関が司るとされた。明治28年，伊沢修二が，台北市外，士林の芝山巌で日本語を教え，初等教育と同時に教員の養成も行うため，学校を開設したのが本格的な台湾の教育の始まりである[2]。台湾学務部の事業に関する大要は，明治29年台南県知事よりだされた『台湾教育に関する具申』[3] にみることができる。それは下記に述べる通りである。

1.　教科書頒布。我が国体政体の大略，忠君愛国の要領言行等を漢文体に編纂し，民間書房をして之を併用せしむ。
2.　台人の俊才及富豪の子弟を日本に遊学せしむ。百聞一見に如かず。彼等をして日本の進運を実視せしめ，父祖伝来の迷夢を自醒せしむ。
3.　台人の特性に対する教育上の注意。心意上の化育を与へんと欲せば，宜しく対手の特質を熟知するを要する。
4.　儒教を利用する事。我が教育勅語を奉読するに，其の忠孝の道に於いては儒教と異なるを見ず。日本の大道を奉載するは即ち儒教を信奉する所謂なるを悟らしむるを用す。

明治20年代の日本は欧米列強に追いつこうと，「和魂洋才」のスローガンの下，科学技術を輸入してきた近代国家と自負していた。日本国内には，一方で修身教育を通して，忠君愛国の理念を強調し，他方では近代化に即応して学校教育制度を整え，日本政府は始めから，おそらく台湾島民の言語だけでなく思想さえもすっかり日本に同化するという根本方針で教育を実施したのであろう。すなわち「忠君愛国」という皇民化教育である。

当時の台湾教育については，台湾の文化部市台南に関するイギリス人モントゴメリー (P. H. S. Montgomery) の記述によると，当時台湾の移住民の大部分は労働階級と，それから転じた商人であり，教育は非常に遅れていた。90%の男子は全く無学文盲で，女性の教育水準がさらに低いとある[4]。また，風俗習慣・道徳的観念に関わることが「台湾文化志中巻」[5] に見られる。すなわち，「今の学宮，孔子を奉じて先聖と為し，従祀の者皆先師とし，書院多く先師を祀りて敢て先聖を祀らず，関中の大儒は朱子を以て最と為すが故に，書院に崇奉せざるなく，海外台湾も亦然り」とあることから，台湾は日本の植民地時代以前，主として孔子を祀ったり，釋奠を行ったりしていたということがうかがえる。ほかに朱子祠も附設したことから考えると，台湾は中国本土福建省と同じく朱子の教化の影響を受けたことは明らかである。

1899（明治31）年2月24日の台湾総督府内調査係による公教育諮問に対する答申に，「既往に於いて本島人の頭脳を支配せるものは孔孟の道徳にして，書院書房は本島にありては孔孟の模型として造られるものなり，故に之を再興し之を奨励するは，大に民意に投ずるものなるも苟も之に悖る時は，人心は忽にして離散し，政治教育共に其の目的を達する事態はざらん」[6] と述べられるとおりであった。つまり，漢民族の儒教思想の影響を伝統的に強く受けていた台湾は，風俗習慣，宗教，道徳的観念などすべての点において，天皇制の明治日本と相違していた。日本政府にとっては政治的・経済的統治よりも，いかに早く日本人との国民的同化を達成するかが，台湾植民地における初期統治の主眼であった[7]。それゆえ，この帝国臣民としての国家に対する義務観念の涵養を「忠君愛国」の国民精神を掲げる教育勅語に託した。周知のように，教育勅語は明治23年に総理大臣山県有明，文相芳川顕正のもとで，枢密顧問官元田永孚を中心に作成された[8]。教育勅語は明治12年の「教学大旨」に示された皇国思想の流れの上に国民道徳の基本を明らかにしたものであるが，「学制」以来の道徳教育に関する二つの主張，近代道徳と儒教道徳がここにおいて総括されたといえる。

教育勅語が台湾の学務部の事務の中に浸透しはじめた当時について次のような記述がある。「又教育勅語の聖旨を本島人に遵奉せしめる事は，教育上緊要の事項なので，芝山巌第一回講習員卒業式の際にも既に柯秋潔をして漢訳勅語を捧読せしめ，本島人参列者に御旨意の貫徹を図ったが，同十二月一日更に乃本総督は拓植務大臣に稟議の上，本島諸学校に於て勅語本文捧読に続き，漢訳文をも拝読せしめんと計畫した。……同二月十八日訓令第十五号を以て，自今官公私立各学校において，教育勅語の捧読に続き，訳文を以て聖旨を貫徹せんとする時

は，漢訳文を拝読せしむべき旨通達した。併し捧読だけでは猶御旨意貫徹困難の虞もあったので，漢文を以て訓釈衍義を附する事とし，之を内藤恥叟に嘱託した」[9]。ここから，「忠君愛国」を掲げる教育勅語を台湾の実際に適用するために，日本政府がいろいろと工夫をしたことがうかがえよう。従ってそれは教育の理想や目標についてのみでなく，教育内容編成の中核となり，教科書の上にも大きな影響を及ぼした。

修身科は明治13年日本「改正教育令」によって小学校の筆頭教科とされ，読書・習字・算術（3R・S）と共に欠くことのできない主要教科となった[10]。明治31年7月台湾公学校令を公布し，8月16日公学校規則（府令第78号）が発布された。第4条に「公学校ノ教科目ハ修身，作文，読書，習字，算術，唱歌，体操トシ其修業年限ハ六箇年トス」と述べられている。日本と同じように，修身教科は第一教科として重んじられていた。また，第10条「公学校教科の程度」の中で修身科目は次のように述べられている。「修身ハ人道実践ノ方法ヲ授ケ日常ノ礼儀作法ニ嫺ハシメ且教育ニ関スル勅語ノ大意及本島民ノ遵守スヘキ重要ナル諸制度ノ大要ヲ授ケ……」[11]。つまり，修身は，道徳教育の一科目としてとらえられ，生徒の行儀作法の矯正と品性の陶冶及び，教育勅語の貫徹などの目的を図るものであり，日本本土と同じレベルが要求された。

1-1-2.　第2期（台湾教育令発布後）

「日本の植民地」時代の第2期は教育方針の確立期間といえる。大正8年1月台湾教育令の公布は台湾の教育史上に一時期を画した。日本が1895年に台湾を受け継いで後二四年間を経て，初めて教育制度を正式に公布したのである。台湾教育令は台湾人に対する学制の方針と，教育施設の綱領を確立したものであった。その後の台湾人の教育は，本令に依って行なわれた。

台湾教育令第1章総則[12]

第1条　台湾ニ於ケル台湾人ハ本状ニ依ル

第2条　教育ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルヲ以テ本義トス

第3条　教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ

第4条　教育ハ之ヲ分チテ普通教育，実業教育，専門教育及師範教育トス

総則の第2条によると，教育はあいかわらず教育勅語に基く「忠臣愛国」の国民の養成を目的とする。上記の総則に続いて書かれている主旨にも，「何れの種類の教育を問はず，徳育を主とし，就中普通教育，師範教育に於て一層この趣旨を明らかにしている」と掲げられるように，すべての学校教育は道徳教育を主とすると明らかに示されている。

この台湾教育令をきっかけに台湾教育は一大進展するに至ったが，内容的にはまだ完全なものではなかった。この教育令は台湾における台湾人教育に関する事項だけを規定したものであったため，内地人（台湾に住んでいる日本人）教育に関しては何も規定することはなく，台湾教育は日本本土の教育とは別系統であったのである。そこで，大正11年2月に行われたの台湾教育令の改正の主眼点は内台人共学制度の確立に置かれた。この改正された教育令の要旨は，「初等普通教育中の小学校，高等普通学校を施す中学校，高等女学校及び高等学校，実業学校，専門学校，大学の制度はそれぞれ内地の小学校令，中学校令，高等女学校令，高等学校令，実業学校令，専門学校令，大学令に依り，……」と述べている。日本の諸学校令は日本初代文部大臣森有礼が明治19年に「国家のため」の教育を明確に表明するために，学校制度全般を規定したものであった[13]。したがって，教育令の改正は，台湾人と内地人との間にあった別学の一線を緩和するものであったが，同時に，台湾人に対する「忠臣愛国」の理念を一層強く貫くことをも可能とするものであったといえる。すなわち，この改正において台湾教育の発展とともに「皇民化」の民族精神も日増しに広がっていくという構図も可能となったわけである。

以上のことから，植民地時代の道徳教育というのは，台湾人全体の尊皇思想への帰依を意図した日本政府による民心統一の手段であたと見ることができよう。つまり，一方で忠君愛国の標語が掲げられると同時に，他方で，これによって台湾を植民地として支配し，経済利益を搾取した。ただしこのようなとらえ方は歴史を一面からしか見ていないのであって，必ずしも全面的に否定されるべき悪の歴史ではないという主張もある。例えば黄昭堂は『台湾・爆発力の秘密』の著作の中で，儒教精神だけでは台湾の発展は有り得ない，これほどまでに台湾が発展できたのは，実は，日本が台湾に残したものが基礎になっているからである。占領時代に日本が近代的教育制度を無理やりに導入したり，道路，港をつくらなければ，今日の台湾はなかった，日本の植民地政策が台湾発展の原点なのだと主張している[14]。それは現在の台湾における経済的な側面について述べたものであるが，この論点は本論文の範囲の外にある。だが道徳教育の点からみても，現在の台湾の道徳教育は植民地時代からの多くの影響が残っているのは確かである。その全面的な評

価を検討することは今後の大きな課題の一つとする。

次は，台湾における現在の道徳教育の現状について見ることにしよう。

1-2.　中華民国復帰後の台湾の道徳教育

さて，五十年間の「忠臣愛国」の皇民化の洗礼を受けた台湾が，中華民国に復帰してからの道徳思想はどのように変化したのか，続いて，「中華民国復帰後」の時代について台湾政府の教育政策と学校での実践から，台湾の道徳教育の根本理念を明らかにしたいと思う。

1948年国共内戦が終わって，中華民国政府は中国本土から台湾に移ったが，「大陸反攻」という国家の最大の目標のために，非常時教育が立案された。教育政策については，中華民国憲法第158条に「教育文化については，国民の民族精神・自治精神・国民道徳・健全体格・科学及び生活知能を発展すべきである」と掲げられている。特に1952年台湾省教育庁は『台湾省各級学校において民族精神を加強する教育実施綱要』を頒布した。それは，台湾が中華民族五千年の伝統的な中国の思想・倫理・道徳を継承していることを強調しており，したがって教育目標は，いかに国家民族の理念を植え付けるかを重要視している。

国民教育の目標については，台湾は1968年から「九年国民義務教育」が実施された。1979年総統令公布「国民教育法」第一条規定は「国民教育の宗旨は中華民国憲法第158の規定によって，徳・智・体・群・美など五育の均衡的に発展した健全な国民を養成することである」と明示している[15]。1979年5月，元総統蔣経国は学校国民生活教育において，国家の復興と建設のために下記の四点を強調し，諸学校がこの四点に基づき，学生を教えることとした。1.国家＝民族精神の促進，愛国情操の培養。2.責任＝国家・社会・家庭・友達に責任がある。3.栄誉＝正しい道に導いて，優秀な学生及び国民にする。4.奉仕＝皆に「人生の目的は奉仕にあり」ということをわからせる。

現在，小学校で使われている『生活與倫理』という道徳教育の国定教科書は，1975年教育部が公布した「国民小学校生活與倫理課程標準」に依って編纂された。中学校の『公民與道徳』は1983年に公布された「国民中学校公民與道徳課程標準」によって編纂された。どちらも国立編訳館から出版された教科書を用いている[16]。教科書の編纂と教え方は1978年元総統蔣介石の「国民教育小学校『生活與倫理』課程，中学校『公民與道徳』課程の指示」に準拠する。それは「まず，学生を教育して真人間とする。なぜなら，人間らしい行動や生活を可能にし，生々としたよい学生にするためである。又，同時に，学生を教育して愛国者にするのは，同胞を愛し，共に奉仕し，責任をもって規律を守り，中華民族の道徳文化を具現する。堂々たる中国人とするためである。前者は必要不可欠な人格教育・生活教育であるが，後者は重要な民族精神教育・民族道徳教育であって，どちらがより重要かは，決められない。いずれも徹頭徹尾一貫して同じ条件に属するものである」というものである[17]。上記から見ると，小・中学校道徳教育の主旨は「よい学生」と「愛国者」の育成に応じて，「人格教育・生活教育」と「民族精神教育民族道徳教育」二つの教育目標を達することである。

次に，小学校と中学校の学校教育の中での道徳教育の実践について述べる。

現在台湾の道徳教育は，他の国々のそれと比較しても極めて異なった様相を呈している。つまり，中華民族の道徳文化の回復を強調し，儒教思想が道徳を支配しており，さらに，儒教思想を通して，より国家中心の道徳理念が植え付けられるようになった。したがって，道徳教育が常に儒教思想の伝達の道具になり，国家の愛国教育政策の道具となってきた。儒教思想に基づく，愛国心養成の教材が多いことも，現在台湾の道徳教育の特色である。周知のように，儒教の道徳思想でもっとも重要なものは孝であるが，親子間のありかたにしても，「人間は親に孝行しなければカラスにも及ばない」という，古くから中国で言い伝えられている教訓が，小学校二年生の国語教科書で教えられている。中学校二年生の国語教科書では唐朝白居易の「慈烏夜啼」を通じて，世の中で反哺の恩を知らぬ人を風刺している。さらに，年上の父に代わって，戦場へ出征した花木蘭という娘の例をあげてたとえ女の子でも忠孝を達成できることを教えようとしている。また，人間関係の中で，立場により倫理規範の表現も違うとする「父子・君臣・夫婦・長幼・友達」など五つの倫理関係を重んじている。小学校三年生の国語教科書では「兄が大きな梨を食べる」という長幼の序の精神の尊いことを教えている。

小学校の道徳教育課程は一年間の内容を「勤学・礼節・愛国・寛恕・公徳・信実・協力・守法・正義・友愛・勇敢・孝順・睦隣・勤倹・知恥・責任・有恒・平和」など十八の徳目を分けて，実際の授業でこの徳目を遂行するよう努力している[18]。小学校四年生から使う『生活與倫理』は毎年この十八の徳目を繰り返し指導する。徳目教育の内容をもっと詳しく理解するために，小学校五年

生の『生活與倫理』[19]の一部をあげて述べてみよう。

礼節（教師を敬う）

中国漢朝章帝は，臣下である自分の教師に対しては君臣の礼節を求める前に，まず師弟の礼節を尽くした例を引いて説明する。

愛国（田単が国を復興させた）

中国春秋戦国時代，斉国が敗北し，呂城と即墨を除くすべての関を失った。しかし将軍田単の指揮下，全国民が協力し，失った領土を取り戻した例を引いて説明する。

信実（誠実で信用される人間となること）

校長は朝礼の講演に幼いときから誠実だった宋朝の司馬光と清朝の曽国藩の例を通し，「誠実な子供こそ，将来大人になった時，社会・国家に大きな貢献をする良い公民になるはずだ」と教えた。

協力（協力して国へ恩を報いる）

盛唐朝時代に「安史の乱」によって，亡国の危機が迫った。郭子儀と李光弼の二人の将軍は常日頃対立していたが，国のために協力し，唐朝を復興した例を引いて説明する。

勇敢（八百壮士）

1937年蘆溝橋事変後，日本軍は北京，天津を占拠し，上海まで迫ってきた。国軍団長謝晋元は八百名を率い，命をかけて，上海を守った。

孝順（孝順の意義）

「孝」は人間の基本的な道徳であるから，よい学生はまず親孝行をする。自分の体を大事にすること，親の心を汲むこと，先生と親友を尊敬すること，国家に忠誠と愛情を捧げることなど四つに分けて，孝の意義を説明する。

知恥（句践復国）

春秋時代，越国は呉国との戦いに敗北し，越王句践夫婦は，呉王に隷属することとなった。句践は恥を忍んで，国の復興計画を立て，二十年間の努力を経て，呉国を滅ぼした例を引いて説明する。

負責（責任を果たす黄百韜）

国共戦争の中で黄百韜将軍は碾荘を5日間守る任務を果たした。しかし，軍団は殆ど潰滅したので，将軍は殉死するまで抵抗した例を引用して説明する。

上記に見られるように，道徳教育教科書の中には，中国古来の思想に基づいた指導が多い。つまり，中国のいにしえの特定の人物の「道徳的な行為」を通じて，抽象的な徳目を具体的に説明するパターンが多いのである。人物の扱い方に，儒教倫理が根強く認められる。また，全体的に見て中国革命の父，孫文の登場が目につく。ついで登場するのが，台湾政府の精神的支柱の役を果たしている元総統蔣介石である[20]。

中学校では，教育部は元総統蔣介石が作った「青年守則」を中学校学生行為の指南に定めている。「青年守則」十二条の項目は即ち，中国の伝統的な道徳精神といわれる『八徳』（忠・孝・仁・愛・信・義・平和）と「四維」（礼・義・廉・恥）を総括している[21]。

1. 忠勇は愛国の根本である。
2. 孝順は斉家の根本である。
3. 仁愛は接物の根本である。
4. 信義は立業の根本である。
5. 平和は処世の根本である。
6. 礼節は治事の根本である。
7. 服従は責任の根本である。
8. 勤倹は奉仕の根本である。
9. 整潔は強身の根本である。
10. 助人は快楽の根本である。
11. 学問は済世の根本である。
12. 有恒は成功の根本である。

そこでも「忠」「孝」の二つの徳目を第1条は第2条で掲げ，重要視している。その他の徳目は，小学校の十八徳目とほぼ同様であるといえる。

ここまで見てきたように，「日本の植民地」時代の統治者は儒教思想を利用して忠君愛国の思想統制をし，現在もまた台湾では儒教思想は崇拝され，個人の日常生活における道徳意識から国家の中心理念にまで大きな影響を及ぼしている。つまり，このように道徳教育において，儒教思想を重んじ，忠心愛国の理念の養成に力を注ぐやり方は日本の戦前の修身教育とよく似ているのである。

明治から敗戦まで日本の学校で行われた道徳教育である「修身教育」は，国家主義的な硬直した解釈に支配され，本質的に人間的な意義を見失っていた。第二次世界大戦の悲惨な経験によって，道徳は現実の国家の秩序を維持するためだけのものではなく，むしろ，国家を超える性格を持たなければならないということを私たちは肝に銘じた。国家の権力によって道徳を振興しようとする形式そのものが，時代錯誤であることは明らかである。しかし，現在の台湾は儒教主義道徳教育・徳目主義道徳教育など戦前の日本の修身教育と酷似している。

2. 道徳教育の再検討

そこで次に再び戦前日本の修身教育の裏面に隠れてい

る根本的な構造についての検討を通して台湾が依拠してきた道徳教育の理念の偏りを明らかにしたい。

2-1.　儒教主義に基く道徳教育観の検討

まず儒教主義に基く道徳観について検討する。文部省においては，明治13年3月に編集局をおき，『小学校修身訓』（西村茂樹編）を刊行して修身教科書に模範を示した。この書は，主として東洋の古典から格言名句を選んで集録し，仁義忠孝を中心とする儒教思想を基本として編集している。その巻頭の凡例には次のように述べかれている。「修身学ノ書ハ宜シク生徒ヲシテ熟読暗記セシムベシ。其意味深遠ニシテ。幼年生徒ノ理解スルコト能ハザルノ語アルモ，常ニ之ヲ記憶シテ忘レザル時ハ，年長ズルニ随ヒ，其意味ヲ了解スルコトヲ得。一生之ヲ用フルモ尽スコト能ハザル者アラム」[22]。つまり本書の編集方針は子供の時には理解できなくとも，大人になればその意味がわかり，一生役に立つというのである。儒教学問観の「経を誦し礼を読む」という通り，書物を読み知識を得ることを通して，身を修めるに至る。このような立場から，儒教道徳を基本とする修身教育が行われた。この伝統は修身教育に関する限り，第二次世界大戦の終るまで続くのである。

当時修身教育の実際を考察すると，明治16年文部省から出版された『小学修身書』には「孝は徳のもとなり」と首巻に掲げ，古今の教科書・漢籍より道徳に関する章句を集めて説明を付している。さらに，その後文部省が編集した『小学修身書』[23]（明治16年刊）をみると，

孝は徳のもとなり。（孝経）

孝を以て，君につかふれば，すなわち忠なり。（孝経）

忠臣は，孝子の門にいづ。（孝経）

このように，孝を基本として忠を説き，忠孝の統一をはかっている。そこから，父子の関係に要求される孝が，君臣の関係にも要求されるまでに拡大されるようになった。つまり，家父長主義的な父子関係に固有な，絶対無条件的な随順の規範意識が君臣関係にまで拡大されたのである。修身教育はこの段階に入ると，君主権威を至上とする性格がだんだん明らかになる。

また，明治37年から終戦に至るまで日本の国定教科書に登場する主要人物に見ると，登場回数の最も多いのは明治天皇で，このことから類推するならば，戦前日本において最高の理想的人間像として示されたのは明治天皇である。要するに国家の要請によって，明治天皇は日本の絶対的権威の象徴として強調された[24]。他には例えば，楠木正行は忠孝二つながらの道を全うした人として，吉田松陰は友愛の情が厚く忠君愛国の精神で固まった人として現われる[25]。これでわかるように戦前の教育においては，理想的人間像を考える際の絶対的尺度は忠孝であった。こうした尺度そのものは，決して子供たち自身の内から出たものではなく，常に教科書とか教師とかによって，上から与えられたものであった。つまり，理想的人間像は，児童が欲求し憧れる物ではなく，児童の向かうべき姿として国家から押し付けられたものであった。

このような「権威主義倫理 (AUTHORITARIAN ETHICS)」とは「何かある権威が，人間にとって何が善であるかを告げてくれるし，行為の法則と規範とを授けてもくれる」ような倫理のありかたである[26]。したがってその権威を何とするかによって，具体的な内容は異なる。権力家であれば，国家にとって都合のよいものが倫理として個人に要求される。また権威が親であれば，親にとって都合のよいものが倫理として個人に要求される。そうすると，権力者の側からすると，権威者の発する命令や指示に従順に従うのが「よい子」であり，反抗するのが「悪い子」である。同様に，おどおどし，不安定感をもっていても，両親のいうことをよく聞き，両親を喜ばせることだけに努める子供が「よい子」であるとされ，自分自身の意志と純粋な関心とをもっているが両親を喜ばせない子供は「悪い子」であるとされる。この権威主義の立場で生きていて，何の矛盾も感じることがなければ問題は起きないかもしれない。だが，ひとたび自分が依存している権威に対する疑念が生じた時，自分が依って生きていくべき新たな基準を自分自身で打ち立てることができなければ，人間はどうなるのであろうか。

私たちは人間社会の中で，習慣に知らず知らずのうちに馴染み，与えられた環境の中で一番価値あるものを追求するようになる。しかし，人間が習慣的な動物であると言っても，習慣の奴隷として，習慣によって機械と同じように無意識に動かされているわけではない。むしろ，自分が主体的に思考を働かせて，意志決定をするのである。それに，道徳は自発的な内面的な精神によって実践されたときにだけ，価値あるものとなるである。外的な力によって強制されるならば，そのために，道徳性は失われてしまう。つまり，外面的な権威・権力に盲従するにしたがって，「自由」という主体的意志が欠けてくる。そのために，道徳教育においては，たとえ望ましい効果を生み出すためであっても，外部からの権力的な操作を加えることは極力避けなければならない。

2-2. 徳目主義の道徳教育の検討

続いて，徳目主義の道徳教育について検討する。この国家主義の教育思想の尖兵である修身教科書は，明治23年の「教育勅語」によってはっきりと方向づけられたといえる。内容的には，まず勅語に示された徳目を毎学年(毎巻)繰り返すようになっている。ここで，「徳目主義」の修身書の代表的なものといえる蜂是三郎の『明治修身書』[27]の題目を見てみよう。

1. 父母ニ孝
2. 兄弟ニ友
3. 夫婦相和ス
4. 朋友相信ス
5. 恭倹己ヲ持ス
6. 博愛衆ニ及ボス
7. 学ヲ修メ業ヲ習フ
8. 公益ヲ広メ世務ヲ開ク
9. 国憲ヲ重ンジ国法ニ遵フ
10. 義勇公ニ奉ズ

これらの徳目を，毎巻ほとんど同じ題目を繰り返す。題名も勅語の文をそのままとっている。親孝行にしても，兄弟に対する友愛にしても，自然の道徳としてとらえるだけではなく，教育勅語からの指示あるいは命令という意味も内包している。

明治30年になると，ヘルバルト派の教育思想の影響などにより，「人物主義」の修身教科書があらわれた。修身教科書には，国民道徳の上から見て，多数の理想的人物が取り上げられて，徳目を授ける例話の中心人物として描かれた。つまり，模範的な人物を中心として教材を配列し，一人の人物に数課を設けているが，この場合にも教育勅語の徳目が各課に配置され，勅語の趣旨の貫徹がはかられている。

修身教科書から一例をあげると，

「ヲヂハ『本ヲヨムヨリウチノシゴトヲスルガヨイ。』トイヒマスカラ，キンジラウハヨルオソクマデシゴトヲシテ，ソノアトデガクモンニシマシタ。」[28]

と述べられている。このように，二宮金次郎は勤勉の典型的人物として取り扱われた。他には例えば，友義の加藤清正，勇気の木下秀吉などがとりあげられている[29]。

徳目はその時代その社会において大人たち，特にその時その社会の支配的な立場にある人々にとって望ましいと思われる道徳価値の分類項目である。当然徳目にはその時代その社会にのみ妥当する特殊な徳目もあれば，時代や社会を越えて全人類に妥当する普遍的な徳目もある。いずれにしても，現実的な人間の行為や習慣，心情や性格を抽象化した概念である。そして，このような徳目主義道徳教育は，内容が抽象的で空虚であるだけに，時の支配者や権力者によって民衆の精神的支配の手段として利用されやすい。つまり，権力者たちにとって支配に都合のよい徳目が絶対的なものとして神聖化され，それに体得実践することが唯一絶対の道徳であり，義務であるとして民衆に課せられる。それは民衆の人間らしい願いや心情を無視したものであるがゆえに，自主的に尊重されず，権力的暴力的に服従厳守が強制されることになる。

日本人は西洋人に比べると，罪より恥を認識することが多く，自分に対する責任感覚が希薄であるといわれる[30]。これは，戦前修身科によって，徳目による行為の外面的権威的な規制をし，その内面的自覚に基く自己規制を計ることをしなかったことが，その一因をなしているのではないかと考えられる。徳目だけを尊重する徳目主義には，内的な心情を無視したり，形式主義に落ち込んだりする危険がある。外面的・権威的に強制される道徳知識が正しい形で彼等自身の主体的な価値として定着し，内面化することはきわめて困難である。

む　す　び

大戦後の日本人は，従来の国家主義的色彩を一掃し，道徳教育の建設において，偏狭な国家主義やアイディアリズムなどに由来する外面的・権威主義的道徳教育の欠陥を克服し，人間主義に立つ教育の創造をめざして努力している。道徳教育の理念も国家に対する義務としての教育から，人間の権利としての教育へと大きな転換が見られるようになった。つまり，それまでずっと，国家のために忠義を尽す皇国民の育成を目的としていた道徳教育が，「個人の尊厳」に立って「人格の完成」をめざすことになったのである。

振り返えて台湾の現在における道徳教育の中心理念と基本施策を顧みるとき，それは戦前日本人の修身教育の特徴をいまだ残しているといわざるを得ない。経済的・政治的な観点から見れば，当然かつ不可避な選択といえるかもしれない。しかし，道徳教育が人間生活の本質にとって不可欠な問題である以上，その知識・技術を他から強いて教えこまれるのではなく，人間一人一人の主体性を尊重し，それに力を貸そうとする「人間教育」という立場から，それを検討し修正する方策が必要不可欠である。

確かに儒教が掲げる道徳観はよいし，教育勅語もそれ自体がもつ道徳観に誤りがあるわけではない。たとえ国

家思想を統制するための道具として利用されうる危険性を含んでいるとしても，人間道徳の合理的・普遍的な道徳原理を含んでいることも事実である。ゆえに私たちは歴史の悪い教訓を理由に単に権威的・国家主義的と言って済ませるべきではなく，むしろ未来の道徳教育を探求する上で，その真の根幹に根をおろし，そして一歩進み出て，「自主的な判断と選択を備えている」道徳教育の方法を深く求めていくべきであろう。

注

1) 荒川幾男 生松敬之『近代日本思想史』1973年 有斐閣双書 p.48
「彼の台湾は纔に一の孤島にすぎずして国非ず，亦政府もなし，幾んで禽獣の巣窟の如き耳」(極論令政) 明治10年
「禽獣に等しき台湾蛮民を遠征し（略）台湾は一個の蛮島や」(飯田事件檄文) 明治17年。
2) 松村源太郎『台湾昔と今』1981年 時事通信社 p.52
3) 台湾教育学会編「旧植民地教育史資料集 4」『台湾教育沿革誌会』所収 1982年 青史社 p.35
4) 王育徳『台湾』1983年 弘文堂 p.98
5) 伊能喜矩『台湾文化志』1965年 力江書院出版 p.3
6) 前掲書 3) p.219
7) 宮本延人 瀬川孝吉 馬淵東一『台湾の民族と文化』1987年 六興出版 p.214
8) 田中克佳『教育史』3版 1985年 慶応通信株式会社 p.132
9) 前掲書 3) p.35
10) 田浦武雄『道徳教育の構造』1978年 福村出版 p.56
11) 前掲書 3) p.231
12) 前掲書 3) p.93
13) 前掲書 8) p.98
14) 黄昭堂『台湾—爆発力の秘密』1988年 祥伝社 p.54～58
15) 黄堯仁『教育資料集刊第五輯』1980年 国立教育資料館編 p.7
16) 教育部主編『教育部による各機関学校の管理と社教機関の青少年公民教育計画の実施の評詁総報告』1983年 p.2
17) 欧陽修『徳育の原理』1987年 文景出版 p. 235～239
18) 顔秉瑛「中華民国学校の中の東方道徳」1983年『台湾教育第396期』p.10
19) 国立編訳館主編『生活と倫理』3冊・4冊 国立編訳館 1988年
20) 唐沢富太郎「世界の理想人間像」『教科書から見た世界の教育』1963年 中央公論社 p.1925
21) 傅亢「道徳教育と青少年犯罪の防制」『政治評論 第44巻』
22) 宗像誠也『教育課程講座学校教育 第4巻』1985年 目黒書店 p.1950
23) 海後宗臣編『日本教科書大系近代編 第一巻修身』1861年 講談社 p.83
24) 前掲書 20) p.1212 p.1214
25) 辻正二 不二波梧郎『教育新体制に即応せる少国民の常識読本』1941年 湯川弘文社 p.33
26) 藤永芳純編『道徳教育の理論』1988年 東信堂 p.122
27) 仲新 編著 日本子供の歴史5『富国強兵下のこども』1977年 第一法規出版株式会社 p.127
28) 前掲書 27) p.25
29) 前掲書 23)
30) ベネディクト (R. Benedict, 1887～1948)『菊と刀—日本文化の型』1951年 社会思想研究会出版